

単純性血管腫レーザー治療時の皮膚冷却による皮膚トラブルについて

この度、当院において、単純性血管腫の治療に使用したレーザー装置の皮膚冷却剤噴霧時間の設定が、通常より長い時間とされている状態で治療を実施していた事が判明いたしました。

誤った設定で治療を実施した可能性のある全ての患者さんについて、カルテ確認又は診察を行い、水疱等の症状が確認された患者さんについては、定期的な経過観察を行い、現在、症状は改善しております。

当院では本事案を重く受け止め深く反省すると共に、再発防止に努め、信頼回復のため、職員一同取り組んで参ります。

院長 横田 一郎

【経緯】

- 令和3年2月 レーザー治療を実施した患者さんのご家族より、治療部位のびらん、皮膚剥離の症状について連絡があり、当院を受診。
また、別の患者さんの再診時においても、水疱及び色素沈着の症状を確認。
- 同月 上記 2 例の所見より、レーザー装置の冷却剤※の設定について、点検を実施。皮膚冷却剤の噴霧時間が通常「30msec」としているところ、「80msec」の設定（過冷却の状態）となっていたことが判明。
※レーザー照射後、照射部位を冷却するために噴射する冷却ガス。
- 同月以降 誤設定となった時期の特定が困難なため、定期点検により正しい設定値であったことが確認された日（令和2年4月6日）以降に治療を実施した135名の患者さんについて、カルテ確認又は診察を実施。
過冷却の影響であるか判別できないため、水疱等の症状が見られた全ての患者さん（7名）について、定期的な診察により経過観察を実施し、全員の症状の改善を確認。

【原因】

冷却剤の噴霧時間設定は、患者さんによって通常変更することがないため、治療前に正しい設定値となっていることの確認ができておりませんでした。また、誤った設定となった原因は不明ですが、他の設定について変更を行った際に、誤って冷却剤の噴霧時間設定を変更してしまった可能性が高いと考えております。

【再発防止策】

- レーザー装置本体に冷却剤の噴霧時間設定を変えない旨及び正しい設定値（30msec）について記載することといたしました。
- レーザー治療開始前に、医師・看護師双方でレーザー装置の設定値を確認し、カルテ記載することといたしました。
- 関連する職員へ、冷却剤の噴霧時間設定値の重要性について教育いたしました。